

ここが聞きたい!!

7名が登壇

西ヶ原住宅所有権移転問題は?!

田村三郎 議員

問 先日の議会全員協議会で議決後の対応についての説明がされたが、理解できない点があったので再質問する。先ずこの問題を町が確認したのは合併直後の平成16



年10月だったと思うが、それから訴訟の提起についての議決がされるまでの相手方との交渉の概略・議決後の町及び、全権を委任し着手金40万円を支払った弁護士の訴訟に向けての対応の詳細について説明を求める。

答 (町長) 平成16年に西ヶ原住用地内に町に所有権移転登記がされていない個人名義

のものが判明した。なぜ当該当地が取得後直に所有権移転登記がされなかったのか、用地所得が昭和52年の事であり、その原因等については定かではなかった。本件判明後の平成17年2月にN氏と町への「所有権移転登記」の交渉を行い、当該土地が父親名義である為相続登記が完了後に町へ所有権移転登記することを了解された。又本件訴訟予定の相手方のY氏とも平成17年2月以降、平成18年9月までの間に同様の交渉を数回にわたり行ったが、合意には至らなかった。その為平成18年12月の議会全員協議会において解決の方策は所有権移転登記手続き請求の訴訟しかない状況である旨の報告を行い、平成19年6月及び12月の定例会において、訴訟の提起について議決を頂いた。しかし本来は訴訟で争う事が目的ではない。

町営住宅・建替えは必要ないか!!

平野和生 議員

問 本年度の予算において、町営住宅の修繕費・工事請負費合わせて1,450万円程度となっているが、若者の定住促進と景気対策の見地から、住宅の建替えは考えてないのか。



答 (町長) 現在、695戸の住宅があり、入居戸数が631戸、空き戸数の内手続中が8戸、政策空家(修繕中など)が23戸ある。又、築30年以上経過した住宅が46.5%で、老朽化が進んでいるのが現状であり、耐用年限経過状況をみると、既に経過している住宅は11.6%。

未経過であるが1/2を経過した住宅は50.9%であり、既に建替え等の時期を迎えている住宅は合せて62.5%と高い状況にある。



老朽化した町営住宅

国の指針に基づき住宅活用方針の検討・判定をした結果、建替え4団地91戸、個別改善24団地416戸、維持保全9団地146戸、用途廃止11団地42戸となっているが、建替えには莫大な工事費と用地確保の必要性から困難な状況にある。又家賃が高くなっても建替え後の住宅に住みたいと答えた人の割合は14%と低く、当面新築は考えていない。

その他 ・バス停の風雨対策

・第一次産業への対応